| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科学技術戦略推進費補助金 | 4,940 | — | — | — | — | 4,940 | 注）1 |
| 研究開発施設共用等促進費補助金 | 2,600 | — | — | — | — | 2,600 | 注）1 |
| 科学技術人材育成費補助金 | 21,768 | — | 10,981 | — | — | 10,786 | 注）1 |
| 感染症予防事業費等国庫負担金 | 253 | — | — | — | — | 253 | 注）4 |
| 医療施設等設備整備費補助金 | 3,835 | — | 1,275 | — | — | 2,560 | 注）4 |
| 創造的産学連携体制整備事業費補助金 | 7,151 | — | — | — | — | 7,151 | 注）5 |
| 在宅療養患者緊急時対応支援事業補助金 | 1,490 | — | — | — | — | 1,490 | 注）6 |
| 医療施設運営費等補助金 | 36,002 | — | 13,097 | — | — | 22,904 | 注）6 |
| 茨城県医師確保推進体制整備事業費補助金 | 5,997 | — | 5,997 | — | — | — | 注）7 |
| 研究者海外派遣基金助成金 | 9,907 | — | — | — | — | 9,907 | 注）8 |
| 若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金 | 37,619 | — | 9,039 | — | — | 28,580 | 注）9 |
| 先端研究助成基金助成金 | 182,731 | — | 81,456 | — | — | 101,275 | 注）10 |
| 先端研究助成基金助成金 | 7,000 | — | 1,904 | — | — | 5,096 | 注）11 |
| 合　計 | 1,179,161 | — | 284,217 | — | — | 894,944 | |

注）1．文部科学省による補助金です。
注）2．文部科学省による国立大学法人が行う設備の整備に要する経費に対する補助金です。
注）3．文部科学省による補助金（イノベーションシステム整備事業　大学等産学官連携自立化促進プログラム（機能強化支援型））です。
注）4．厚生労働省による補助金です。
注）5．経済産業省による補助金です。
注）6．東京都による補助金です。
注）7．茨城県による補助金です。
注）8．独立行政法人日本学術振興会による助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）です。
注）9．独立行政法人日本学術振興会による補助金（頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム）です。
注）10．独立行政法人日本学術振興会による助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）です。
注）11．独立行政法人科学技術振興機構による助成金です。

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

| 区分 | | 報酬又は給与 | | 退職給付 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | 常勤 | (113,349)<br>113,349 | 7 | (—)<br>— | — |
| | 非常勤 | (—)<br>2,655 | 1 | (—)<br>— | — |
| | 計 | (113,349)<br>116,004 | 8 | (—)<br>— | — |
| 教職員 | 常勤 | (9,054,004)<br>14,598,381 | 2,008 | (929,075)<br>959,394 | 204 |
| | 非常勤 | (—)<br>3,566,455 | 1,493 | (—)<br>25,374 | 408 |
| | 計 | (9,054,004)<br>18,164,837 | 3,501 | (929,075)<br>984,768 | 612 |
| 合計 | 常勤 | (9,167,353)<br>14,711,731 | 2,015 | (929,075)<br>959,394 | 204 |
| | 非常勤 | (—)<br>3,569,110 | 1,494 | (—)<br>25,374 | 408 |
| | 計 | (9,167,353)<br>18,280,842 | 3,509 | (929,075)<br>984,768 | 612 |

注）1．役員の報酬については一般国家公務員の指定職に準拠した本学役員給与規程に基づき算出しています。なお、退職手当については、本学役員退職手当規程により算出しています。
注）2．教職員の給与・退職手当については一般国家公務員に準拠した本学職員給与規程・本学職員退職手当規程に基づき算出しています。
注）3．支給人員数の報酬又は給与については平成23年４月～平成24年３月の平均支給人員数を記載しています。また、退職給付については、総支給人員数を記載しています。
注）4．常勤職員・非常勤職員の定義については、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に従っています。
　ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。
注）5．「支給額」欄のうち、上段（　）書きは内数で、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額です。
注）6．報酬又は給与の中には、賞与引当金繰入額（常勤職員136,993千円）及び取崩額（常勤職員114,244千円）を含んでおります。
注）7．上記には、退職給付引当金繰入額（常勤職員60,866千円）及び取崩額（常勤職員28,060千円）、法定福利費（常勤役員9,823千円、常勤教職員1,812,476千円、非常勤教職員458,233千円）並びに受託研究費（給与及び賞与284,182千円、退職給付費用1,745千円、法定福利費30,069千円）、受託事業費（給与及び賞与19,199千円、法定福利費1,226千円）は含んでおりません。